

「法の日」週間を迎えるにあたり  
橋本康平裁判官にインタビューをしました。  
岡山地方裁判所

こんにちは。岡山地裁マスコットキャラクターのジャージー・モモです。

ジャッジーちゃんって呼んでください。

第2民事部の橋本裁判官にインタビューをしてきました。

岡山地裁マスコットキャラクター  
ジャッジーちゃん



岡山地方裁判所第2民事部  
橋本康平裁判官

自己紹介をお願いします。

平成28年に司法試験に合格し、翌年に1年間の司法修習を経て、平成30年1月に裁判官（和歌山地方裁判所判事補）に任官しました。和歌山地裁では、3年間刑事部の裁判官として勤務し、主に刑事事件を担当していました。令和3年4月から、ここ岡山地方裁判所第2民事部で勤務しています。

現在の仕事内容は？

現在は、主に民事裁判を担当しています。裁判官は、任官してからしばらくは判事補という立場で、原則一人で裁判をすることができません。私も、まだ判事補であり、一人で裁判をすることができないため、合議事件といって、3人の裁判官で構成される事件の主任裁判官をしています。具体的には、合議事件の裁判への立会のほか、裁判に向けて、裁判官同士での合議（話し合い）のためのメモや資料を

作成したり、判決や和解案の原案を作成したりしています。

また、令状事務等の民事事件以外の仕事や研究会等への参加、広報活動などもしています。

### 裁判官を目指したきっかけは？

裁判官を目指そうと思ったのは、司法試験合格後でした。司法試験までは、弁護士を目指していましたが、せっかく司法試験に合格したので、裁判官も選択肢に入れてみようと思ったのが、最初のきっかけだったと思います。しかし、司法修習までは、裁判官が実際にどのように仕事をしているのか目にする機会はなく、せいぜい法廷傍聴をした程度で、なんとなく裁判官は一人で黙々と仕事をしているイメージがありました。しかし、司法修習で、事件について活発に議論する裁判官の姿を見て、イメージは大きく変わり、さらに真剣に裁判官を目指すようになりました。

### 職場の雰囲気はどうか？

まだ、2か所の裁判所でしか勤務していませんが、裁判所は非常に働きやすい職場であると感じています。特に、裁判官にとっては、経験年数に関わらず、他の裁判官と対等な立場にあるため、しっかり自分の意見を言うことができます。また、裁判官以外の職員（書記官や事務官）も、裁判官が判断に集中できるよう意欲的に勤務してくれる方ばかりであり、とても心強い存在です。



〈100号法廷〉



〈庁舎外観〉

仕事をする上で意識していることや、気をつけている点などあれば教えてください。

裁判官の下す判断によって、例えば、民事事件では権利義務の範囲が決まることになり、刑事事件では刑罰を科すことになり、その権限の大きさとそれに伴う責任を自覚し、個々の事件と真摯に向き合う姿勢を忘れないように意識しています。

民事訴訟手続のIT化  
(ウェブ会議等)で使  
られる機材です。

令和2年12月から岡山  
地方裁判所でもウェブ会  
議等のITツールを活用  
した争点整理の運用を開  
始しています。



〈ラウンドテーブル法廷〉

### 印象に残っている出来事は？

和歌山地裁で勤務していたころは、少年事件も担当していました。少年事件は、犯罪をするなどした少年に対し、その更生のためにどのような処遇が適切であるかを検討・決定する手続です。大人であれば、犯罪をすれば、刑事事件として取り扱われ、刑罰を科せられることになり、少年は、少年の可塑性(変化しやすい性質)への期待等から、少年事件として取り扱われることになり、印象に残っています。

少年事件を通じて、少年が変化していく様子を実際に感じ取り、更生への期待を込めて、気持ちよく決定ができた事件は、やはり印象に残っています。

休日の過ごし方や、趣味・特技について教えてください。

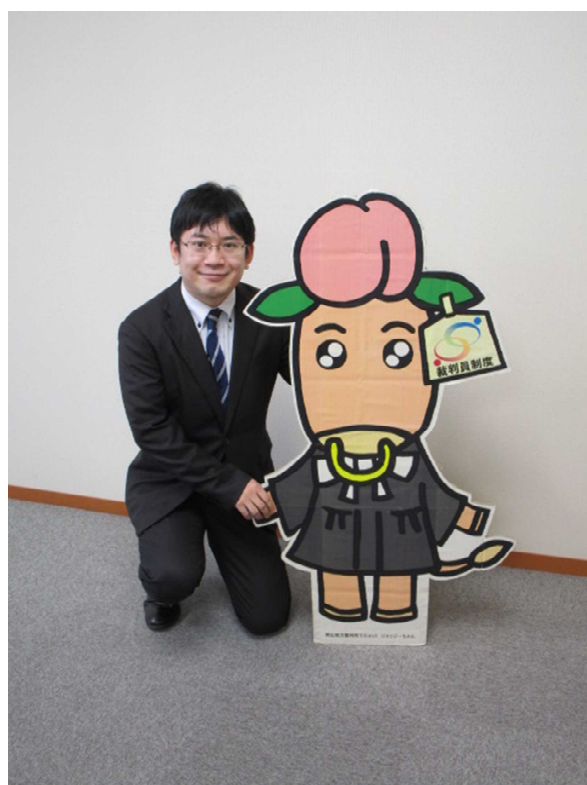
平日は忙しいため、休日は、切り替えて、しっかり休むことを意識しています。コロナの影響で、旅行などには行けませんが、それでも映画を見に行ったり、時間をかけて料理を作ったりしてリフレッシュするようにしています。また、私は、結婚しており、現在、岡山へ単身赴任中であるため、休日の度にはいきませんが、できる限り妻と一緒に過ごすようにしています。

「法の日」週間を迎えるにあたり、皆さまへメッセージをお願いします。

毎年10月1日の「法の日」は、皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように定められたものです。

この記事を見ていただいた皆さんが、裁判所や裁判官を身近に感じていただき、法律に興味を持っていただければ幸いです。

最後まで御覧いただき、  
ありがとうございました。



岡山地方裁判所では、「法の日」週間行事における施設見学等のほか、「法廷見学」や、現職の裁判官と一緒に学校等にお伺いして、裁判手続等を紹介する「出前講義」などを行っています。「法廷見学」や「出前講義」は随時受付を行っておりますので、興味関心のある学校や団体の皆様はお気軽にお問合せください。